

① ぐんまトライアル・サウンディング実施要領の改善

令和3年度に実施したモデル事業の成果を踏まえて、ぐんまトライアル・サウンディング実施要領について、以下の内容を改善

- 使用料等の条件に関する記載を追加
- 暫定利用者を一者に認定する必要がある場合の対応例(評価基準)を参考資料として添付
- 手続きの最後に「結果公表」まで実施することを追加

② 食品を提供する場合の手続きを更新

食品衛生法改正(令和3年6月1日施行)に伴う条例改正を受けて、「付録3 食品を提供する場合の手続き」に以下の改正点を反映

- 常設食品営業に関する営業許可業種の見直し
- 仮設食品営業に係る食品の取扱い及び施設基準の全国平準化に伴う見直し

新旧対照表

新	旧	備考																																																																																																
<p>P.2 行政にとっても、複数年貸付などの判断はハードルが高いため、民間事業者の事業集客力、信用、施設との相性や住民の反応などを実際に確かめることで、「信頼できる民間事業者であるか」「住民サービス向上の効果が期待できるか」といったことを判断できるメリットがあります。</p> <p>P.5 県管理の公共施設・空間の許可等の一覧</p> <table border="1" data-bbox="85 563 1003 1109"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象物</th> <th colspan="3">許可等</th> <th colspan="2">利用料等</th> <th rowspan="2">特例制度等</th> </tr> <tr> <th>管理者</th> <th>許可等</th> <th>法的根拠</th> <th>利用料等</th> <th>法的根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路</td> <td>(道路管理者) 所管土木事務所長</td> <td>道路占用許可</td> <td>道路法第32条</td> <td>道路占用料</td> <td>群馬県道路占用料徴収条例</td> <td rowspan="2">歩行者利便増進道路(ほこみち)制度など</td> </tr> <tr> <td>(交通管理者) 所轄警察署長</td> <td>道路使用許可</td> <td>道路交通法第77条</td> <td>申請手数料</td> <td>道路交通法第78条第6項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公園※2 (都市公園)</td> <td>各公園指定管理者</td> <td>行為許可</td> <td>群馬県立公園条例第4条</td> <td rowspan="2">使用料</td> <td rowspan="2">群馬県立公園条例</td> <td rowspan="2">Park-PFI(公募設置管理制度)</td> </tr> <tr> <td>(公園管理者) 都市計画課長 所管土木事務所長</td> <td>設置許可</td> <td>都市公園法第5条</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>(河川管理者) 所管土木事務所長</td> <td>土地の占用許可</td> <td>河川法第24条</td> <td>土地占用料</td> <td>群馬県河川流水占用料等徴収条例</td> <td>河川敷地占用許可特例</td> </tr> <tr> <td>公共施設※3 (行政財産)</td> <td>(施設管理者) 各施設の所管課・分掌者</td> <td>行政財産使用許可</td> <td>地方自治法第238条の4第7項</td> <td>使用料</td> <td>群馬県行政財産使用料条例</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>P.8 ※2 占用料は(地価公示価格×0.033×占用面積÷12か月)で計算します。例えば県庁周辺(前橋市大手町一丁目)の場合、月額約200円/m²程度になります。 ※3 上記のほか、道路法一部改正(令和2年)により歩行者利便増進道路(ほこみち)制度が新たに創設され、一定の要件を満たした区域を道路管理者が指定することで、道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可が柔軟に認められるようになりました。</p>	対象物	許可等			利用料等		特例制度等	管理者	許可等	法的根拠	利用料等	法的根拠	道路	(道路管理者) 所管土木事務所長	道路占用許可	道路法第32条	道路占用料	群馬県道路占用料徴収条例	歩行者利便増進道路(ほこみち)制度など	(交通管理者) 所轄警察署長	道路使用許可	道路交通法第77条	申請手数料	道路交通法第78条第6項	公園※2 (都市公園)	各公園指定管理者	行為許可	群馬県立公園条例第4条	使用料	群馬県立公園条例	Park-PFI(公募設置管理制度)	(公園管理者) 都市計画課長 所管土木事務所長	設置許可	都市公園法第5条	河川	(河川管理者) 所管土木事務所長	土地の占用許可	河川法第24条	土地占用料	群馬県河川流水占用料等徴収条例	河川敷地占用許可特例	公共施設※3 (行政財産)	(施設管理者) 各施設の所管課・分掌者	行政財産使用許可	地方自治法第238条の4第7項	使用料	群馬県行政財産使用料条例		<p>P.2 行政にとっても、複数年貸付などの判断はハードルが高いため、民間事業者の事業集客力、信用、施設との相性などを実際に確かめることで、信頼できる民間事業者であるかどうかを判断できるメリットがあります。</p> <p>P.6 県管理の公共施設・空間の許可等の一覧</p> <table border="1" data-bbox="1057 558 1986 1102"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象物</th> <th colspan="3">許可等</th> <th colspan="2">利用料等</th> <th rowspan="2">特例制度等</th> </tr> <tr> <th>管理者</th> <th>許可等</th> <th>法的根拠</th> <th>利用料等</th> <th>法的根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路</td> <td>(道路管理者) 所管土木事務所長</td> <td>道路占用許可</td> <td>道路法第32条</td> <td>道路占用料</td> <td>群馬県道路占用料徴収条例</td> <td rowspan="2">道路占用許可特例など</td> </tr> <tr> <td>(交通管理者) 所轄警察署長</td> <td>道路使用許可</td> <td>道路交通法第77条</td> <td>申請手数料</td> <td>道路交通法第78条第6項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公園※2 (都市公園)</td> <td>各公園指定管理者</td> <td>行為許可</td> <td>群馬県立公園条例第4条</td> <td rowspan="2">使用料</td> <td rowspan="2">群馬県立公園条例</td> <td rowspan="2">Park-PFI(公募設置管理制度)</td> </tr> <tr> <td>(公園管理者) 都市計画課長 所管土木事務所長</td> <td>設置許可</td> <td>都市公園法第5条</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>(河川管理者) 所管土木事務所長</td> <td>土地の占用許可</td> <td>河川法第24条</td> <td>土地占用料</td> <td>群馬県河川流水占用料等徴収条例</td> <td>河川敷地占用許可特例</td> </tr> <tr> <td>公共施設※3 (行政財産)</td> <td>(施設管理者) 各施設の所管課・分掌者</td> <td>行政財産使用許可</td> <td>地方自治法第238条の4第7項</td> <td>使用料</td> <td>群馬県行政財産使用料条例</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>P.9 ※2 占用料は(地価公示価格×0.034(注)×占用面積÷12か月)で計算します。例えば県庁周辺(前橋市大手町一丁目)の場合、月額約200円/m²程度になります。(注:R3.4.1以降は0.033となります) ※3 上記のほか、道路占用の許可基準として、都市再生整備計画や中心市街地活性化基本計画に基づく道路占用許可の特例、国家戦略特区・区域計画に基づく国家戦略道路占用事業、歩行者利便増進道路の認定などの特例制度があります。</p>	対象物	許可等			利用料等		特例制度等	管理者	許可等	法的根拠	利用料等	法的根拠	道路	(道路管理者) 所管土木事務所長	道路占用許可	道路法第32条	道路占用料	群馬県道路占用料徴収条例	道路占用許可特例など	(交通管理者) 所轄警察署長	道路使用許可	道路交通法第77条	申請手数料	道路交通法第78条第6項	公園※2 (都市公園)	各公園指定管理者	行為許可	群馬県立公園条例第4条	使用料	群馬県立公園条例	Park-PFI(公募設置管理制度)	(公園管理者) 都市計画課長 所管土木事務所長	設置許可	都市公園法第5条	河川	(河川管理者) 所管土木事務所長	土地の占用許可	河川法第24条	土地占用料	群馬県河川流水占用料等徴収条例	河川敷地占用許可特例	公共施設※3 (行政財産)	(施設管理者) 各施設の所管課・分掌者	行政財産使用許可	地方自治法第238条の4第7項	使用料	群馬県行政財産使用料条例		<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(修正)</p>
対象物		許可等			利用料等			特例制度等																																																																																										
	管理者	許可等	法的根拠	利用料等	法的根拠																																																																																													
道路	(道路管理者) 所管土木事務所長	道路占用許可	道路法第32条	道路占用料	群馬県道路占用料徴収条例	歩行者利便増進道路(ほこみち)制度など																																																																																												
	(交通管理者) 所轄警察署長	道路使用許可	道路交通法第77条	申請手数料	道路交通法第78条第6項																																																																																													
公園※2 (都市公園)	各公園指定管理者	行為許可	群馬県立公園条例第4条	使用料	群馬県立公園条例	Park-PFI(公募設置管理制度)																																																																																												
	(公園管理者) 都市計画課長 所管土木事務所長	設置許可	都市公園法第5条																																																																																															
河川	(河川管理者) 所管土木事務所長	土地の占用許可	河川法第24条	土地占用料	群馬県河川流水占用料等徴収条例	河川敷地占用許可特例																																																																																												
公共施設※3 (行政財産)	(施設管理者) 各施設の所管課・分掌者	行政財産使用許可	地方自治法第238条の4第7項	使用料	群馬県行政財産使用料条例																																																																																													
対象物	許可等			利用料等		特例制度等																																																																																												
	管理者	許可等	法的根拠	利用料等	法的根拠																																																																																													
道路	(道路管理者) 所管土木事務所長	道路占用許可	道路法第32条	道路占用料	群馬県道路占用料徴収条例	道路占用許可特例など																																																																																												
	(交通管理者) 所轄警察署長	道路使用許可	道路交通法第77条	申請手数料	道路交通法第78条第6項																																																																																													
公園※2 (都市公園)	各公園指定管理者	行為許可	群馬県立公園条例第4条	使用料	群馬県立公園条例	Park-PFI(公募設置管理制度)																																																																																												
	(公園管理者) 都市計画課長 所管土木事務所長	設置許可	都市公園法第5条																																																																																															
河川	(河川管理者) 所管土木事務所長	土地の占用許可	河川法第24条	土地占用料	群馬県河川流水占用料等徴収条例	河川敷地占用許可特例																																																																																												
公共施設※3 (行政財産)	(施設管理者) 各施設の所管課・分掌者	行政財産使用許可	地方自治法第238条の4第7項	使用料	群馬県行政財産使用料条例																																																																																													

新旧対照表

新	旧	備考																														
<p>P.25 【行政の効果】 早い段階で市場性や住民サービス向上の可能性を確認し、課題点などを踏まえた現実的な公募条件の検討ができます。また、通常のサウンディング調査と比べて事業提案の具体性が増すとともに、民間事業者の事業集客力、収益性、信用等を確認することができます。</p> <p>P.26 3. スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="91 608 1010 1203"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①暫定利用の受付 暫定利用希望者から提案書類の提出を受付けます。</td> <td>令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>②提案審査 提案内容を審査し、実施事業として認定します。</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>③暫定利用の許可 実施事業に●●許可を出します。</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>④暫定利用の実施 右記範囲内の希望期間で提案事業を実施します。</td> <td>令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>⑤実績報告書の提出 利用実績をまとめた資料を県に提出します。</td> <td>令和 年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>⑥ヒアリング調査 対象地の活用可能性等をヒアリングします。</td> <td>令和 年 月 旬頃</td> </tr> <tr> <td>⑦結果公表 実施結果を公表します。</td> <td>令和 年 月 旬頃</td> </tr> </tbody> </table> <p>P.27 (3) 暫定利用期間 令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 () までの約 か月間のうち、任意の希望期間で提案事業を実施します。</p>	内容	日程	①暫定利用の受付 暫定利用希望者から提案書類の提出を受付けます。	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()	②提案審査 提案内容を審査し、実施事業として認定します。	適宜	③暫定利用の許可 実施事業に●●許可を出します。	適宜	④暫定利用の実施 右記範囲内の希望期間で提案事業を実施します。	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()	⑤実績報告書の提出 利用実績をまとめた資料を県に提出します。	令和 年 月 日 ()	⑥ヒアリング調査 対象地の活用可能性等をヒアリングします。	令和 年 月 旬頃	⑦結果公表 実施結果を公表します。	令和 年 月 旬頃	<p>P.26 【行政の効果】 早い段階で市場性を確認し、課題点などを踏まえた現実的な公募条件の検討ができます。 また、民間事業者の事業集客力、収益性、信用等を確認することができます。</p> <p>P.27 3. スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="1068 608 1986 1123"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①暫定利用の受付 暫定利用希望者から提案書類の提出を受付けます。</td> <td>令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>②提案審査 提案内容を審査し、実施事業として認定します。</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>③暫定利用の許可 実施事業に●●許可を出します。</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>④暫定利用の実施 期間中、提案事業を1日～1か月程度実施します。</td> <td>令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>⑤実績報告書の提出 利用実績をまとめた資料を県に提出します。</td> <td>令和 年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>⑥ヒアリング調査 対象地の活用可能性等をヒアリングします。</td> <td>令和 年 月 旬頃</td> </tr> </tbody> </table> <p>P.28 (3) 暫定利用期間 暫定利用の期間は、原則1日から1ヶ月程度までとします。</p>	内容	日程	①暫定利用の受付 暫定利用希望者から提案書類の提出を受付けます。	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()	②提案審査 提案内容を審査し、実施事業として認定します。	適宜	③暫定利用の許可 実施事業に●●許可を出します。	適宜	④暫定利用の実施 期間中、提案事業を1日～1か月程度実施します。	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()	⑤実績報告書の提出 利用実績をまとめた資料を県に提出します。	令和 年 月 日 ()	⑥ヒアリング調査 対象地の活用可能性等をヒアリングします。	令和 年 月 旬頃	<p>(修正)</p> <p>(修正)</p> <p>(追加)</p> <p>(修正)</p>
内容	日程																															
①暫定利用の受付 暫定利用希望者から提案書類の提出を受付けます。	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()																															
②提案審査 提案内容を審査し、実施事業として認定します。	適宜																															
③暫定利用の許可 実施事業に●●許可を出します。	適宜																															
④暫定利用の実施 右記範囲内の希望期間で提案事業を実施します。	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()																															
⑤実績報告書の提出 利用実績をまとめた資料を県に提出します。	令和 年 月 日 ()																															
⑥ヒアリング調査 対象地の活用可能性等をヒアリングします。	令和 年 月 旬頃																															
⑦結果公表 実施結果を公表します。	令和 年 月 旬頃																															
内容	日程																															
①暫定利用の受付 暫定利用希望者から提案書類の提出を受付けます。	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()																															
②提案審査 提案内容を審査し、実施事業として認定します。	適宜																															
③暫定利用の許可 実施事業に●●許可を出します。	適宜																															
④暫定利用の実施 期間中、提案事業を1日～1か月程度実施します。	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()																															
⑤実績報告書の提出 利用実績をまとめた資料を県に提出します。	令和 年 月 日 ()																															
⑥ヒアリング調査 対象地の活用可能性等をヒアリングします。	令和 年 月 旬頃																															

新旧対照表

新	旧	備考						
<p>P.27 (4)使用料等の条件</p> <p>① 暫定利用中の使用料(●●円/m²/年)は免除します。(もしくは、暫定利用中の使用料は●●円/m²/年です。)</p> <p>② 提案内容に基づく改修を認め、暫定利用終了後に原状回復することを原則とします。なお、詳細は協議により決定します。</p> <p>③ 提案事業の実施に係る光熱水費は、暫定利用者の負担とします。対象地の指定管理者と費用負担について調整し、長期間暫定利用する場合は、事業実施状況等の情報についても定期的に共有してください。</p>	<p>—</p>	<p>(追加)</p>						
<p>P.29 (7)結果公表</p> <p>実績報告書やヒアリングの内容を踏まえて、実施結果を群馬県HP等で公表します。</p>	<p>—</p>	<p>(追加)</p>						
<p>P.30 【期待される住民サービスの向上】 (※「提案事業概要書」様式内の文言の修正)</p>	<p>P.31 【対象地の利便性、サービス向上の考え方】</p>	<p>(修正)</p>						
<p>P.31 (7) 希望する暫定利用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</p>	<p>P.32 (7) 希望する暫定利用期間(最大1か月程度)</p> <table border="1" data-bbox="1059 1182 1973 1380"> <thead> <tr> <th>第1希望期間</th> <th>第2希望期間</th> <th>第3希望期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td> <td>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td> <td>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	第1希望期間	第2希望期間	第3希望期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	<p>(修正)</p>
第1希望期間	第2希望期間	第3希望期間						
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
<p>P.34 【期待される住民サービスの向上】 (※「実績報告書」様式内の文言の修正)</p>	<p>P.35 【対象地の利便性、サービス向上の考え方】</p>	<p>(修正)</p>						

新旧対照表

新	旧	備考																														
<p>P.45 営業施設等の基準一覧</p> <table border="1" data-bbox="78 316 1021 651"> <tr> <td data-bbox="78 316 253 411">場所</td> <td data-bbox="253 316 1021 411">営業施設は、公衆衛生上支障のない場所に位置すること。 営業施設は、建物の周囲の汚染及び騒音並びに客の行為により付近住居者に公衆衛生上有害な影響を与えるおそれのある場所に位置しないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="78 411 253 483">給水設備</td> <td data-bbox="253 411 1021 483">水道がない場合には、蛇口のついた容量18リットル以上の給水栓を有するフタ付き容器を備え、使用する水は、水道水又は飲用適の水であること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="78 483 253 523">洗淨消毒設備</td> <td data-bbox="253 483 1021 523">従事者の手指を洗淨消毒する装置を備えた流水式手洗いを設けること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="78 523 253 563">排水設備</td> <td data-bbox="253 523 1021 563">排水容器を備えること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="78 563 253 611">格納設備</td> <td data-bbox="253 563 1021 611">防じん及び防虫ができる衛生的な食品及び食器具の保管容器を備えること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="78 611 253 651">廃棄物用設備</td> <td data-bbox="253 611 1021 651">ふた付きで不浸透性及び十分な容量を備えた廃棄物を保管する容器を備えること。</td> </tr> </table>	場所	営業施設は、公衆衛生上支障のない場所に位置すること。 営業施設は、建物の周囲の汚染及び騒音並びに客の行為により付近住居者に公衆衛生上有害な影響を与えるおそれのある場所に位置しないこと。	給水設備	水道がない場合には、蛇口のついた容量18リットル以上の給水栓を有するフタ付き容器を備え、使用する水は、水道水又は飲用適の水であること	洗淨消毒設備	従事者の手指を洗淨消毒する装置を備えた流水式手洗いを設けること。	排水設備	排水容器を備えること。	格納設備	防じん及び防虫ができる衛生的な食品及び食器具の保管容器を備えること。	廃棄物用設備	ふた付きで不浸透性及び十分な容量を備えた廃棄物を保管する容器を備えること。	<p>P.45 仮設食品営業の施設基準</p> <table border="1" data-bbox="1052 316 1991 877"> <tr> <td data-bbox="1052 316 1227 387">構造</td> <td data-bbox="1227 316 1991 387">屋根（テントを含む。）を有し、清掃しやすく、全ての設備を収容することができるものであり、使用しない場合には、衛生的に保管できる構造の施設であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 387 1227 483">給水設備</td> <td data-bbox="1227 387 1991 483">水道がない場合には、蛇口のついた容量35リットル以上（菓子製造業にあっては15リットル以上）の給水栓を有するフタ付き容器を備え、使用する水は、水道水又は食品衛生法に定める水質基準に適合する水であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 483 1227 523">洗淨設備</td> <td data-bbox="1227 483 1991 523">器具類の洗淨設備及び手洗い設備を備えること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 523 1227 587">排水設備</td> <td data-bbox="1227 523 1991 587">排水容器を備えること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 587 1227 683">冷蔵設備</td> <td data-bbox="1227 587 1991 683">必要に応じて、取扱量に応じた性能と容量を有する温度計が付いた冷蔵設備を備えること。 なお、乳類販売業、食肉販売業及び魚介類販売業にあっては、機械的冷蔵（冷凍）設備を有すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 683 1227 722">格納設備</td> <td data-bbox="1227 683 1991 722">食品及び器具・容器包装等を衛生的に保管又は陳列できる格納設備を備えること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 722 1227 770">食器類</td> <td data-bbox="1227 722 1991 770">食器類は、原則として1回使用した後に廃棄するものを使用すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 770 1227 834">廃棄物用設備</td> <td data-bbox="1227 770 1991 834">廃棄物（客が使用した食器類を含む。）を衛生的に処理するためのふたの付いた容器を備えること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 834 1227 877">消毒設備</td> <td data-bbox="1227 834 1991 877">手指を消毒するための消毒用薬品を入れた容器を備えること。</td> </tr> </table>	構造	屋根（テントを含む。）を有し、清掃しやすく、全ての設備を収容することができるものであり、使用しない場合には、衛生的に保管できる構造の施設であること。	給水設備	水道がない場合には、蛇口のついた容量35リットル以上（菓子製造業にあっては15リットル以上）の給水栓を有するフタ付き容器を備え、使用する水は、水道水又は食品衛生法に定める水質基準に適合する水であること。	洗淨設備	器具類の洗淨設備及び手洗い設備を備えること。	排水設備	排水容器を備えること。	冷蔵設備	必要に応じて、取扱量に応じた性能と容量を有する温度計が付いた冷蔵設備を備えること。 なお、乳類販売業、食肉販売業及び魚介類販売業にあっては、機械的冷蔵（冷凍）設備を有すること。	格納設備	食品及び器具・容器包装等を衛生的に保管又は陳列できる格納設備を備えること。	食器類	食器類は、原則として1回使用した後に廃棄するものを使用すること。	廃棄物用設備	廃棄物（客が使用した食器類を含む。）を衛生的に処理するためのふたの付いた容器を備えること。	消毒設備	手指を消毒するための消毒用薬品を入れた容器を備えること。	<p>(修正)</p>
場所	営業施設は、公衆衛生上支障のない場所に位置すること。 営業施設は、建物の周囲の汚染及び騒音並びに客の行為により付近住居者に公衆衛生上有害な影響を与えるおそれのある場所に位置しないこと。																															
給水設備	水道がない場合には、蛇口のついた容量18リットル以上の給水栓を有するフタ付き容器を備え、使用する水は、水道水又は飲用適の水であること																															
洗淨消毒設備	従事者の手指を洗淨消毒する装置を備えた流水式手洗いを設けること。																															
排水設備	排水容器を備えること。																															
格納設備	防じん及び防虫ができる衛生的な食品及び食器具の保管容器を備えること。																															
廃棄物用設備	ふた付きで不浸透性及び十分な容量を備えた廃棄物を保管する容器を備えること。																															
構造	屋根（テントを含む。）を有し、清掃しやすく、全ての設備を収容することができるものであり、使用しない場合には、衛生的に保管できる構造の施設であること。																															
給水設備	水道がない場合には、蛇口のついた容量35リットル以上（菓子製造業にあっては15リットル以上）の給水栓を有するフタ付き容器を備え、使用する水は、水道水又は食品衛生法に定める水質基準に適合する水であること。																															
洗淨設備	器具類の洗淨設備及び手洗い設備を備えること。																															
排水設備	排水容器を備えること。																															
冷蔵設備	必要に応じて、取扱量に応じた性能と容量を有する温度計が付いた冷蔵設備を備えること。 なお、乳類販売業、食肉販売業及び魚介類販売業にあっては、機械的冷蔵（冷凍）設備を有すること。																															
格納設備	食品及び器具・容器包装等を衛生的に保管又は陳列できる格納設備を備えること。																															
食器類	食器類は、原則として1回使用した後に廃棄するものを使用すること。																															
廃棄物用設備	廃棄物（客が使用した食器類を含む。）を衛生的に処理するためのふたの付いた容器を備えること。																															
消毒設備	手指を消毒するための消毒用薬品を入れた容器を備えること。																															